

報告事項 No.4

守谷市介護支援ボランティアポイント制度について（経過報告）

1 制度趣旨

介護予防に資するボランティア活動（介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する地域支援事業）にポイントを付与することで、参加へのインセンティブとする。

＜目的＞高齢者の「社会参加」を促し、自発的な「介護予防」につなげる。

2 過去実績・現状

○令和元年度実績

- ・受入登録14施設（うち実績有10施設）
- ・登録者37名（うち実働18名，うちポイント交換13名）
- ・延べ活動時間345時間（ポイント対象）

○令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護保険施設でのボランティア受入れが停止。受入れ再開を検討している施設もあるが、再開に至らない若しくは継続できていない。

3 制度概要及び見直し検討事項

- ・活動内容：趣味活動・催事等の指導や手伝い、軽微かつ補助的なもの
- ・ポイント付与及び還元
 - １時間１ポイント（１日２ポイント上限，年度５０ポイント上限）
 - １ポイント１００円換算，奨励金として受領又は善意銀行（社会福祉協議会）へ寄附

○新旧比較

	見直し案	現 行
対象者	守谷市に住民登録のある 概ね 6 0 歳以上の方	市内の介護保険第 1 号被保険 者（ 6 5 歳以上）
活動場所	①介護保険施設（登録施設の増加） ②障害者福祉施設 ③サロン運営ボランティア・講師 ④シルバーリハビリ体操指導士 ⑤認知症予防リーダー	介護保険施設

ポイント手帳

守谷市 宛 へ

申請者 氏 名
氏 名
電 話

ポランティア奨励金交付申請書送付先

守谷市介護支援ボランティアポランティア制度実施要綱第4条の5の規定により、
次のとおりポランティア奨励金の交付を申請（請求）します。

スタンプ押印欄

1	2	3	4	5
	/	/	/	/
6	7	8	9	10
	/	/	/	/
11	12	13	14	15
	/	/	/	/
16	17	18	19	20
	/	/	/	/
21	22	23	24	25
	/	/	/	/
26	27	28	29	30
	/	/	/	/

申請金振替先

1 口座は第○郵便
2 振替銀行（守谷市社会福祉協議会）へ寄付（※）
※ 他地区よりへの氏名義（希望する・希望しない）

ポイント（スタンプの枚数）

交付枚数（額）

円（ポイント×100）
※ 10ポイント以上の場合は、5,000円。

振付・振金
送付先・振込

振込先
宛 先

支店
支店名

口座番号

振込金額

送金手数料

本店・支店
出 金

振込先
宛 先

支店
支店名

口座番号

振込金額

送金手数料